

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間について、次とおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

令和五年二月二十四日

広島高速道路公社理事長 熊谷 鋭

一 広島高速道路の料金及び料金の徴収期間については、平成二十六年三月十二日国道高第二百四十六号をもって認可を受けているが、当該認可に係る事項のうち「三 割引をする自動車及び割引率」の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1―5 (略)</p> <p>6 障害者割引については、次のとおりとする。</p> <p>ア 割引をする自動車</p> <p>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は広島高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の①又は②の要件を満たすものとして、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。</p> <p>① (略)</p>	<p>1―5 (略)</p> <p>6 障害者割引については、次のとおりとする。</p> <p>ア 割引をする自動車</p> <p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。</p> <p>① (略)</p>

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき広島高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)

が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で広島高速道路公社が別に定めるもの。

なお、前記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金を通行し、料金の納付を行おうとする場合は、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器をとも使用する場合に限る。

また、前記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、広島高速道路公社が別に定めるものについては、広島高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金を通行し、料金の納付を行おうとする場合は、広島高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ 割引率 (略)

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき広島高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)

が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で広島高速道路公社が別に定めるもの。

なお、前記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金を通行し、料金の納付を行おうとする場合は、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器をとも使用する場合に限る。

イ 割引率 (略)

71 ETC前納割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社）が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して料金の納付を行うとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
一〇、〇〇〇円 五〇、〇〇〇円	一〇、五〇〇円 五八、〇〇〇円	約五% 約一四%

9181 (略)

割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車は、ETC乗継割引、マイレージ割引及びETC前納割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、マイレージ割引及びETC前納割引については、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用し、ETC乗継割引については、当該ETC乗継割引後の金額に障害者割引を適用する。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、ETC乗継割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、ETC乗継割引後の金額にETC路線バス割引を適用する。

ウ ETC乗継割引、ETC時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引及びETC前納割引の相互間の重複適用関係については、次のとおりとする。

8171

(略)

割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車は、ETC乗継割引及びマイレージ割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、マイレージ割引については、障害者割引を適用した後の金額に対して当該マイレージ割引を適用し、ETC乗継割引については、当該ETC乗継割引後の金額に障害者割引を適用する。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、ETC乗継割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、ETC乗継割引後の金額にETC路線バス割引を適用する。

ウ ETC乗継割引、ETC時間帯割引、マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用関係については、次のとおりとする。

